



住みたいまち、住み続けたいまちに チャレンジめぐろ CHALLENGE MEGURO

目黒区長
あおき えいじ
青木英二

食品ロスの削減
～「もったいない」を意識した行動を

一人、毎日茶碗1杯分を廃棄

日本の食品ロス（本来食べられるのに捨てられる食品）は、平成28年度の推計で年間643万トン（事業者から352万トン、家庭から291万トン）発生し、国民一人当たりでは、1日に茶碗1杯分（約140g）の食品を廃棄していることとなります。この量は世界中で飢餓に苦しむ人々への食糧援助量の1.7倍に相当します。

食料を輸入に大きく依存し、食料自給率が37%の低水準にもかかわらず、我が国では、これだけ多くの食品ロスが発生しています。食品ロスの削減のため、区民・事業者のそれぞれができることを始めましょう。

食べ残しを減らすライフスタイルへ

先月から、残さず食べる工夫を実施する「食べきり協力店」の登録を開始しました（※）。小盛りメニューの提供や食べ残しを減らす呼びかけ、ばら売り・量り売りによる適量販売など、食品ロス対策に積極的に取り組む飲食店等を「食べきり協力店」として区が登録し、ホームページやツイッター等で紹介するものです。売れ残りや食べ残しが減ることで、ごみ処理にかかる費用が削減できるとともに、食品ロス削減に協力し、環境に配慮する飲食店等として認知されます。事業者のかたはぜひご協力ください。

区民の皆さんには、普段の買い物や食事を楽しみながら食品ロスの削減に取り組む、家庭でも食べきり、使いきりを実行していただきたいと思えます。

食品ロスのない世界を目指して

世界の9人に1人（約8億人）が栄養不足の状況にある中で、多量の食品ロスが発生している状況をこれ以上見過ごすことはできません。区は、子どもたちが命を育む食べ物の大切さを理解し行動できるように、環境学習の充実や、家庭で余っている食品を持ち寄り必要な人に届ける「フードドライブ」などを、これからも実施してまいります。食品ロス削減の取り組みは、決して難しいことではありません。区民・事業者の皆さんが、日常的に「もったいない」を意識して行動することで、食品ロスを削減することができるのです。

※食べきり協力店の詳細は、清掃リサイクル課計画普及係（☎5722-9883）へ

登録制自転車置場の2年度利用登録受け付け

園土木管理課自転車対策係（☎5722-9444）

区内には、登録手数料を支払って利用できる自転車置場があります（屋根などはありません）。現在利用しているかたも登録が必要です。



利用期間 2年4/1～3年3/31 ※目黒駅は3年2/28まで

場所 中目黒駅（1カ所）、目黒駅（1カ所）、都立大学駅（6カ所）、緑が丘駅（1カ所・50cc以下の原動機付自転車のみ）

対象者 駅から自宅・勤務先などが600m以上あり、通勤・通学などで自転車または50cc以下の原動機付自転車（ナンバープレートが水色のミニカーを除く）を利用するかた

費用 手数料1台3,000円（身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちのかた、生活保護受給者は免除。2年4/1現在、65歳以上のかたは半額。いずれも証明できる書類の写しが必要）

申請方法 登録申請書（中目黒・都立大学駅の区広報スタンド、目黒駅行政サービス窓口で配布。ホームページ〈右コード〉から印刷可）を、12/27（必着）までに、



総合庁舎本館6階土木管理課自転車対策係（〒153-8573目黒区役所〈住所不要〉）へ郵送または持参
※緑が丘駅の登録申請書は土木管理課へ請求してください
※原動機付自転車の登録は標識交付証明書の写しが必要

区立自転車駐輪場もご利用ください

上記のほかに、定期利用（1カ月または3カ月）と1日利用の有料制駐輪場が、駒場東大前駅・池尻大橋駅・中目黒駅・祐天寺駅・学芸大学駅・都立大学駅・自由が丘駅・緑が丘駅・洗足駅にあります。詳細はホームページ（右コード）をご覧ください。指定管理者サポートセンター（☎0120-356-621）にお問い合わせください。



くらしの相談

*祝日などの場合は相談により異なります。詳細はお問い合わせください

相談名	日時	問い合わせ		
法律相談 (予約制・前週の水曜日から受け付け)	毎週(水)、第1・2・5(木) 第3(木) 第4(木)	13:00～16:00 9:00～12:00 18:00～20:00	区民の声課 ☎5722-9424	
税務相談(予約制・前週の火曜日から受け付け)	第1～4(火)	13:00～16:00		
不動産取引相談(予約制・前週の月曜日から受け付け)	第2・4(月)			
登記・成年後見制度相談(予約制・前週の月曜日から受け付け)	第3(月)			
こころの相談 (予約制・電話相談可)	毎週(金)			
少年相談(前日までに予約)	第3(火)			
年金・労務相談	第3(金)			13:00～16:00
行政相談	第1(月)			受け付けは 12:30～15:00
行政書士相談	第1(月)			
外国人相談	英語=毎週(月)～(金)、中国語=毎週(月)(火)(水)(金)、 ハンガール=第1・3(木)、 タガログ語=第2・4(木)			10:00～12:00 (英語は9:00から) 13:00～17:00
人権身の上相談 (予約可)	第1・3(木)		13:00～16:00 当日受け付けは15:00まで	人権政策課人権・同和政策係 ☎5722-9280
男女平等・共同参画オンブズ (苦情処理機関)相談(予約制)	日時は相談に応じます		男女平等・共同参画オンブズ ☎5722-9601	
女性のための法律相談 (予約制)	第2・4(土)	9:30～12:05	男女平等・共同参画センター ☎5721-8570	
女性のためのからだの相談 (電話相談可)	第1・3(土)	10:00～12:00	男女平等・共同参画センター ☎5721-8573	
女性のこころの悩みなんでも相談 (電話相談可)	毎週(火)(木)(金)(土) 毎週(水)	10:00～16:00 18:00～21:00	男女平等・共同参画センター ☎5721-8572	
子育て総合相談 (電話相談可)	毎週(月)～(土)	9:30～18:00	子育て支援課ほ・ねっとひろば ☎3715-2641	
子ども相談室 (電話相談可)	毎週(水)(金)(土)	(水)・(金)=13:00～18:00、(土)=10:00～16:00	めぐろはあとねっと (子どもの権利擁護委員制度) ☎0120-324-810(相談日のみ)	
保健福祉サービス苦情調整委員による相談	週1回(詳細はお問い合わせください)	午前または午後	権利擁護センター「めぐろ」 ☎5768-3963	
内職相談	毎週(月)～(金)	8:30～17:00	高齢福祉課いきがい支援係 ☎5722-9719	
ワークサポートめぐろ 就労相談	毎週(月)～(金)	9:00～17:00 10:00～17:00	ハローワーク相談室☎5722-9326 キャリア相談コーナー☎5722-9632	
受発注情報室(電話相談のみ)	毎週(月)～(金)	10:00～11:30	中小企業センター内	
創業相談室(予約制)	毎週(火)～(木)	13:00～16:00	☎3711-1185	
消費生活相談	毎週(月)～(金)	9:30～16:30	消費生活センター相談コーナー ☎3711-1140	
生活の相談 (生活の不安・困り事相談)	毎週(月)～(金)	8:30～17:00	めぐろくらしの相談窓口 ☎5722-9370	
健康体力相談(予約制) メディカル・整形・栄養	土曜日の午後(相談内容に応じて時間が異なります)		八雲体育館☎5701-2984	
住宅増改修相談	第2・4(金)。1・12月を除く	10:00～16:00	住宅課居住支援係 ☎5722-9878	

12/1～7はTOKYO 年末年始の交通事故防止 交通安全キャンペーン期間

飲酒運転は絶対にしない させない

園土木管理課交通安全係（☎5722-9442）、
目黒警察署（☎3710-0110）、碑文谷警察署（☎3794-0110）

年末年始は、お酒を飲む機会が多くなります。運転する人に酒類を提供する、飲酒した人に車を貸す、飲酒した人が運転する車に同乗するなどの行為があった場合には、運転者と同様に刑事責任を問われます。また、飲酒運転には自動車やバイクだけでなく、自転車も含まれます。

飲酒・酒気帯び運転は、絶対にしない・させないという強い意思を持ち、みんなで協力しましょう。

飲酒運転を無くす3カ条

- 1 飲んだら、運転しない
- 2 運転する人に、飲ませない
- 3 飲んだ人に、車を貸さない



ハンドルキーパー運動に ご協力ください

自動車仲間などと飲みに行く場合、お酒を飲まない人（ハンドルキーパー）を決めて、その人が仲間を送り届けるという、飲酒した人にハンドルを握らせない運動です。

